

公益財団法人静岡県国際交流協会個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「協会」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を申出する権利その他個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、協会の役職員が組織的に利用するものとして、協会が保有しているものという。ただし、公益公益財団法人静岡県国際交流協会情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）第2条第1項に規程する協会文書（以下「協会文書」という。）に記録されているものに限る。

3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、個人情報の取り扱いに際し、個人情報が重要な財産であり、適正な事務遂行は社会的責務であると認識しなければならない。

(管理体制)

第4条 個人情報保護の実施及び運用を全体統括するものとして、協会に個人情報保護管理者を置き、事務局長をもって充てる。

(解釈及び運用)

第5条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、個人情報の保護に關し最大限の配慮をしなければならない。

2 協会の役職員又は役職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(個人情報の保有の制限等)

第6条 協会は、個人情報を保有するに当たっては、協会の事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 協会は、前項の規程により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて行ってはならない。

3 協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連

性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(取得の制限)

第7条 協会は、個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 協会は、個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため

本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (4) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 事務の性質上、本人から取得したのでは当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- 3 協会は、思想、信条及び信教に関する個人情報を取得してはならない。ただし、事務の適性な遂行のために当該個人情報が必要かつ欠くことができないときは、この限りでない。
- 4 協会の事務を遂行する上での申請、届出その他これに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第2項第1号に該当して取得されたものとみなす。

(利用目的の明示)

第8条 協会は、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、協会が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(正確性の確保)

第9条 協会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第10条 協会は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 協会は、個人情報の取扱いを委託するに当たっては、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 協会から個人情報の取扱いの委託を受けた者は、受託した業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の受託業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第12条 協会は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 協会が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 県の機関、国又は他の地方公共団体に保有固有情報を提供する場合において、保有固有情報の提供を受ける者が、その権限に属する事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別な理由があるとき。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 協会は、前条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものと

する。

(電子計算機等の統合による提供に係る保護措置)

第14条 協会は、協会の使用に係る電子計算機と協会以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、協会の保有個人情報を当該特定の者が隨時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第15条 協会は、個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録されている協会文書を用いる事務に限る。以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を登録した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報の利用目的
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の取得方法
 - (6) 個人情報を協会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (7) その他協会が別に定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 協会の役職員又は役職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡に利用するため、相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱う事務

3 協会は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務について登録簿から抹消しなければならない。

(開示の申出)

第16条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を申し出すことができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規程による開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

(開示申出の手続)

第17条 開示申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を協会に提出してしなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名及び住所又は居所

- (2) 開示申出に係る保有個人情報が記録されている協会文書の名称その他の開示申出に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) その他協会が別に定める事項
- 2 前項の場合において、開示申出をする者は、協会が別に定めるところにより、開示申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 協会は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出した者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、協会は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第18条 協会は、開示申出があったときは、開示申出に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規程又は協会が法律上従う義務を有する国の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報
- (2) 開示することにより、開示申出者（第16条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示申出する場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第25条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの

（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。）

- ア 法令等の規程により又は慣行として開示申出者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

- (4) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に

関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 協会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると協会が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 協会の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすものがあるもの

(7) 協会が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 契約、交渉、涉外又は訴訟に係る事務に関し、協会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

イ 試験又は人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な試験の執行又は人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(部分開示)

第19条 協会は、開示申出に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示申出に係る保有個人情報に前条第3号に規定する情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に規定する情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第20条 協会は、開示申出に係る保有個人情報に非開示情報（第20条第1号に規定する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは、開示申出者に対し、

当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第21条 開示申出に対し、当該開示申出に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、協会は、当該保有個人情報の在否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する措置)

第22条 協会は、開示申出に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し協会が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 前項の規程にかかわらず、協会は、開示申出があった場合において、直ちに開示申出に係る保有個人情報の全部を開示するときは、口頭で行うことができる。
- 3 協会は、開示申出に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規程により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(理由の記載等)

第23条 協会は、前条第1項又は第3項の決定（開示申出に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）をしたときは、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由を同条第1項又は第3項の書面に記載しなければならない。

- 2 前項の場合において、協会は、当該決定の日から起算して1年以内に当該保有個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第24条 第22条第1項又は第3項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、協会は、開示申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 開示申出に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示申出があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の

規定にかかわらず、協会は、開示申出に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、協会は、第1項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示申出に係る保有個人情報に開示申出者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、協会は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他協会が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の住所が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第18条第3号イ又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第20条の規定により開示しようとするとき。

3 協会は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、協会は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第26条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して協会が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、協会は、当該保有個人情報が記録されている協会文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 開示を受ける者は、協会が別に定めるところにより、開示申出に係る保

有個人情報の本人であること（第16条第2項の規定による開示申出にあっては、開示申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（費用負担）

第27条 保有個人情報が記録された協会文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受ける者は、協会が定めるところより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 保有個人情報が記録された協会文書（電磁的記録に限る。）の開示を受ける者は、協会が定めるところにより、当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

（訂正の申出）

第28条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この規程の定めるところにより、協会に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を申出することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定により訂正の申出（以下「訂正申出」という。）をすることができる。

3 訂正申出は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（訂正申出の手続）

第29条 訂正申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）を協会に提出しなければならない。

- (1) 訂正申出する者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 訂正申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その当該保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 訂正申出の趣旨及び理由
 - (4) その他協会が別に定める事項
- 2 前項の場合において、訂正申出をする者は、協会が別に定めるところにより、訂正申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正申出にあっては、訂正申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 協会は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出した者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第30条 協会は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、当該訂正申出に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正申出に対する措置）

第31条 協会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 協会は、訂正申出に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第32条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があつた日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、協会は、訂正申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 協会は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、協会は、第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 協会は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止の申出)

第34条 何人も第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この規程の定めるところにより、協会に対し、当該各号に定める措置を申出することができる。

(1) 当該保有個人情報を適法に取得されたものでないとき、第6条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき、当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用の停止」という。）の申出をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止申出の手続）

第35条 利用停止申出は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止申出書」という。）を協会に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止申出に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由
- (4) その他協会が別に定める事項

2 前項の場合において、利用停止申出をする者は、協会が別に定めるところにより、利用停止申出に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止申出にあっては、利用停止申出に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 協会は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出した者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第36条 協会は、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、協会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性格上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する措置）

第37条 協会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 協会は、利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第38条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第35条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正を要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、協会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、協会は、利用停止申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 協会は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、協会は、第1項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 利用停止決定等をする期限

(異議の申出等)

第39条 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に不服がある者は、次に掲げる事項を記載した書面により、協会に対して異議の申出（以下「異議の申出」という。）をすることができる。

- (1) 異議申出の対象となった決定
 - (2) 異議申出に係る決定があったことを知った年月日
 - (3) 異議申出の対象となった協会文書の名称
 - (4) 異議申出の主旨及び理由
 - (5) 異議申出の年月日
- 2 前項の異議申出は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。
 - 3 協会は、異議申出があつたときは、遅滞なく、当該異議申出について、決定内容及びその理由を書面により回答を行うものとする。

(苦情処理)

第40条 協会は、協会における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委任)

第41条 この規程の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会の設立の登記の日から施行する。